

芦東山記念館所蔵の『明朝刑制抄略』について

原田 信

抄録

江戸時代の儒学者・芦東山が著した『無刑録』には、異なる時期に作成された三種の草稿が伝来している。『明朝刑制抄略』はその一つである。これは他の草稿とともに、芦東山が『無刑録』の著述をどのように進めたのか、その具体的な状況を解明する手がかりとなる重要な資料である。しかし、これまで『無刑録』の著述過程や著述方法に着目した研究自体が少なく、その草稿も研究の俎上に上ることはほとんどなかった。そこで、本稿では草稿のなかで唯一作成年代が不明な『明朝刑制抄略』の概要を整理した上で、『無刑録』の著述過程における同草稿の位置づけとその中に特有の記載を考察し、『明朝刑制抄略』がいかなる資料なのかを検討した。

はじめに

芦東山^{あしとうざん}（1696～1776）が著した『無刑録』は、中国歴代の刑罰に関する思想や制度、事例を収集整理し、著者の見解や批評を加えた書物である。仙台藩の儒臣であった東山は享保六年（1721）頃、藩主の参勤交代に従って赴いた江戸で室鳩巢（1658～1734）に師事し、その委嘱を受けて「刑律ノ書」の著述を志した。その後、仙台藩主の勘気を蒙り幽閉された元文三年（1738）から「刑律ノ書」の著述に本格的に着手し、宝暦五年（1755）に『無刑録』十八巻を完成させた。後世、『無刑録』はその内容が高く評価され、明治十年（1877）元老院より初めて刊行された¹。

ところで、『無刑録』には元文五年（1740）作成の『諸唐書写本』、寛延四年（1751）作成の『原本無刑録』、そして作成年代不明の『明朝刑制抄略』という三種の草稿が現存している。これらは各々抄写内容が異なっており、芦東山がどのように『無刑録』の著述を進めたのか、その具体的な状況を知り得る重要な資料である。このため、筆者は『無刑録』の著述過程を解明する観点から各草稿に着目し、手始めとして、『無刑録』著述の早い段階で作成されたと考えられる『諸唐書写本』の抄写内容と作成目的を考察した²。

これと同様の意図から、本稿では草稿のなかで唯一作成年代が不明な『明代刑制抄略』を取り上げる。これは、芦家の後裔にあたる芦文八郎氏がその存在を紹介している以外³、ほとんど取り上げられることがなかった。従前、『無刑録』の著述過程や著述方法

に関する研究自体が少なく、その草稿についても着目されることが少なかったのである。そこで、以下では『明朝刑制抄略』の概要を整理した上で、『無刑録』の著述過程における同草稿の位置づけとその中に特有の記載を考察し、『明朝刑制抄略』がいかなる資料なのかを検討する。

1. 『明朝刑制抄略』の概要

『明朝刑制抄略』（以下『抄略』）は芦東山の後裔に伝来した諸資料の一つであり、岩手県一関市大東町の芦東山記念館に所蔵されている⁴。

『抄略』は全四十三丁、和綴じ、奥書や識語はない。表表紙には墨書で二十三名の姓名と「明朝刑制抄略」という外題が記されており、裏表紙にも墨書で十名の姓名が記されている。表紙に見える姓名は次の表1の通りである。

表 1. 『抄略』表紙記載の姓名一覧

表表紙	桂彦良【5】【8】／薛瑄【10】【11】／朱驥【13】／蘇夢暢【14】／孫一謙【14】／陶安【16】 ／劉惟謙【17】／朱季友【19】／石亨【37】／劉敬【37】／韓雍【37】／閔珪【38】／劉大夏【38】 ／袁凱【36】／霍韜【41】／孫繼宗【42】／李賢【42】／王世名【45】／僧惠明【48】 ／李福達【52】／江潮【52】／馬録【52】／顏頤寿【52】
裏表紙	楊一清【52】／李璋【52】／李珏【52】／章綸【52】／郭觀【51】／崔恭【51】／周敬心【55】 ／楊士奇【57】／張居正【59】／僉都御史韓雍【37】

※姓名の後ろにある隅付き括弧内の番号は、当該姓名が記された条の番号。各条の該当箇所は本稿末尾の附表を参照。

表1の姓名はいずれも明代の人物であり、『抄略』記載の各条正文に登場する。また、これらの姓名の記載順と正文の収録順は概ね合致する。『抄略』中の抄写内容が誰に関するものか、確認の便のために記したのだろう。

『抄略』の第一丁以下には、明代の刑法や刑罪に関する詔勅、献言、判例、故事など諸書から抜粋した正文四十二条が記されている。条によっては、改行後に一～三格ほど下げて正文の内容に関連する明清の学者の言説が引用されている。また、大部分の条には改行後一～四格ほど下げて芦東山の案語がある。このように、正文に次いで諸家の言説を引用し、その後に案語を附するという体裁は、『無刑録』と全く同じである。

このほか、一部の条の正文冒頭の書眉には「刑本」や「刑官」など十二の篇名が記されており、さらに書眉や行間等の余白には、全体に渡って正文や案語の修訂、語句の注釈、様々な書物の抜書、正文追加の指示などが書き込まれている。これらの正文や諸家言説の

引用、案語、篇名の大部分、並びに注釈や抜書の一部は、『無刑録』にも同じ内容が収録されている。

2. 『無刑録』の著述過程における『抄略』の位置づけ

先述したように、『抄略』には作成の時期や経緯を記した奥書や識語がない。しかし、『無刑録』や他の草稿と比較することで、『抄略』が『無刑録』著述のどの段階で作成されたのか、ひいては『抄略』作成の段階で『無刑録』の著述がどれほど進捗していたのかという、『無刑録』の著述過程における『抄略』の位置づけを推測できる。比較対象となる『無刑録』、『原本無刑録』、『諸唐書写本』の概要と編纂時期を以下の①～③に示す。

① 『無刑録』(1755)

『無刑録』は全十四篇十八巻。著者の芦東山は享保六年(1721)頃、室鳩巢の委嘱を受けて「刑律ノ書」の著述を志し、諸家の蔵書を借覧して必要資料の収集を開始した。そして、元文三年(1738)冬より本格的な著述に着手し、宝暦五年(1755)に全十八巻を完成させた⁵。

『無刑録』には、江戸期から明治初期にかけて、芦東山の生没地一帯や仙台藩の家臣、さらには他の大名家で作成、所蔵された複数の写本が伝来している。また、明治十年(1877)四月に元老院が刊刻した刊本(以下『院刊本』)がある⁶。『院刊本』は『無刑録』唯一の通行本である。その底本は仙台藩士の岡蔵治(岡鹿門の父)が芦東山自筆の清書本(所在不明)によって作成した写本だとされており、『無刑録』の完成稿に最も近いと考えられる。このため、以下では『院刊本』を比較対象とする⁷。

② 『原本無刑録』(1751)

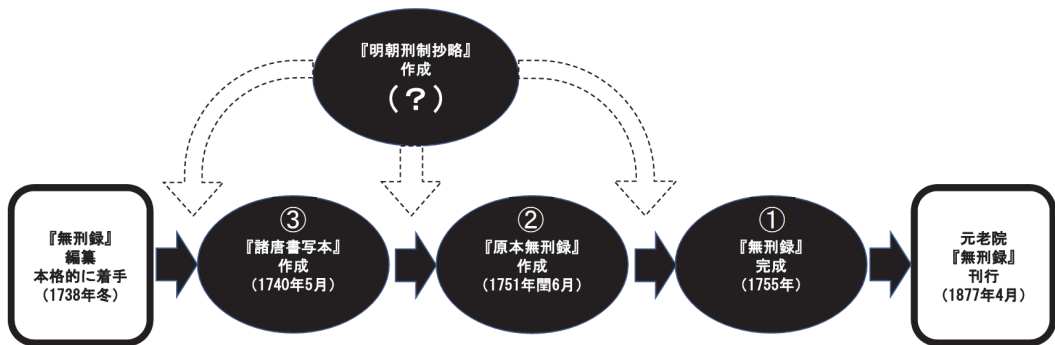
『原本無刑録』(以下『原本』)は岩手県指定有形文化財(典籍)であり、芦東山記念館に所蔵されている。全十七冊。『院刊本』の第一冊(巻一)に該当する「刑本上」がなく、第二冊(巻二)に該当する「刑本下」から始まる。表表紙には篇名、巻数が墨書されており、一篇が二巻に渡る場合は篇名の下に「上下」を附す。裏表紙の綴じ目には「寛延四年閏六月五日」の墨書があり、寛延四年(1751)に作成されたい。

『原本』の構成や体裁、収録内容は概ね『院刊本』に近い。しかし、全体に渡って多くの修訂が書き込まれており、さらに表紙や見返し、書中の行間や付箋には他書からの抜書が多数抄写されている。このように、『原本』は全体の構成や内容が一定程度出来上がった段階で、さらなる修訂、増補のために作成された草稿である。

③ 『諸唐書写本』 (1740)

『諸唐書写本』(以下『唐写本』)も芦東山記念館に所蔵されている。全一冊、一三一丁、四つ目綴、外題はない。その内容はすべて『新唐書』のものであり、「進新唐書表」以下、「本紀」や「列伝」の序と正文、賛、及び「百官」「芸文」「刑法」などの「志」が抄録されている。末尾の奥書に「元文五年庚申謫居宮崎 自四月十五日看唐書至五月廿九日凡読再遍」とあることから、元文五年(1740)、芦東山が石母田家の所領宮崎(現在の宮城県加美郡加美町宮崎)に幽閉されていた際、『新唐書』を二度通読して作成したことがわかる。元文五年(1740)五月は芦東山が『無刑録』の著述に本格的に着手したとされる元文三年(1738)冬から約一年半後である。『唐写本』の一部には『無刑録』の篇名が記されており、さらに抄写内容の一部は『無刑録』に収録されている。このように、『唐写本』は芦東山が『無刑録』の著述に着手した初期の段階で、収録内容の収集や分類を行い作成した抜書である⁸。

上記①～③を作成年代の順に従い配列すると、③『諸唐書写本』(1740年、草稿作成の前段階の抜書)→②『原本無刑録』(1751年、『院刊本』にやや近い状態の草稿)→①『無刑録』(1755年、完成稿)となる。これに、『無刑録』編纂の本格的着手から元老院による『無刑録』刊行までの一連の過程を整理すると、以下の図のようになる。



それでは、この一連の過程において『抄略』はどの段階で作成されたのか。また、どのように位置づけられるのか。以下では『抄略』と①～③との間に存在する篇名と収録内容の異同を通じて考察する。

2-1 篇名の異同

篇名の異同からは、『抄略』が作成された段階で、『無刑録』全体の構成に関する構想がどの程度固まっていたかを窺い知ることができる。『院刊本』と各草稿に記された篇名は次の表2の通りである。

表 2. 篇名の記載状況

『院刊本』	1. 刑本（上下） 2. 刑官（上下） 3. 刑法（上下） 4. 刑具 5. 流贖 6. 赦宥 7. 聽斷 8. 詳讞 9. 議辟 10. 和難（上下） 11. 伸理 12. 感召 13. 欽恤 14. 濫縱
『唐写本』	9. 議辟 12. 感召（1～8、10、11、13、14 はすべて無）
『抄略』	1. 刑本 2. 刑官 3. 刑法 4. 刑具 5. 流贖 6. 肆赦 7. 無 8. 詳讞 9. 議辟 10. 和難 11. 伸理 12. 感召 13. 欽恤 14. 無
『原本』	1. 刑本（上下） 2. 刑官（上下） 3. 刑法（上下） 4. 刑具 5. 流贖 6. 肆赦 7. 聽斷 8. 詳讞 9. 議辟 10. 和難（上下） 11. 伸理 12. 感召 13. 欽恤 14. 濫縱

※篇名に附した番号は、『院刊本』の収録順序。網掛け箇所は『院刊本』と異なる、または未収録の篇名。

『唐写本』に記されている篇名は9.「議辟」と12.「感召」のみである。ところが、『唐写本』の抄写内容にはこの二篇のほか、『院刊本』の2.「刑官」、4.「刑具」、6.「赦宥」、7.「聽斷」、11.「伸理」の五篇に該当する内容も抄写されている。『唐写本』が作成された段階では9.「議辟」と12.「感召」が構想途上であり、それ以外の篇章に関する構想はまだ固まっていなかったのだろう。これに対して、『抄略』は十二篇に分類されており、『唐写本』に比べて篇章の構想が相当完成した段階で作成されたと見られる。

また、『原本』は完成稿である『院刊本』と同様、十四篇に分類されている。唯一『院刊本』の6.「赦宥」のみ、『原本』では「肆赦」となっている。これに対して、『抄略』の篇名は『院刊本』との相違がやや多い。『抄略』では『原本』と同じく6.「赦宥」が「肆赦」となっているほか、7.「聽斷」と14.「濫縱」の篇名がない。7.「聽斷」は篇名がないものの、『院刊本』の当該篇の内容の一部が直前の「肆赦」篇に収録されている。14.「濫縱」は、『抄略』では篇名のみならず、関連する内容も一切ない。このように、『抄略』作成の段階では大部分の篇名と分類は確定していたものの、「聽斷」がなくて「肆赦」（『院刊本』では「赦宥」）と未分化の状態にあり、最後の篇章である「濫縱」はまだ構想されていなかった。

2-2 収録内容の異同

次に、収録内容の異同数を比較して、『抄略』作成の段階における『無刑録』著述の進捗状況を考察する。先に考察した篇名の異同とは異なり、唐代の記事のみを収録する『唐写本』は、明代の記事のみを収録する『抄略』と比較することができない。そこで、ここでは『院刊本』を基準として、『院刊本』と『抄略』及び『原本』とを比較して異同数を算出した。なお、『院刊本』には明代に関する記事が66条ある。各条の比較結果をすべて示した附表「『抄略』と『原本』における『院刊本』収録内容の有無と異同」は分量が多

いため、本論末尾に附した。以下に示す表3と表4の異同数は、すべてこの附表に基づき作成した表である。まず、『院刊本』と『原本』及び『抄略』との収録内容全体の異同数を次の表3に示す。

表3. 『院刊本』の収録内容との異同数（全体）

	院刊本との異同数		
	正文（院刊本全 66 条）	諸家言説の引用（同全 22 条）	案語（同全 66 条）
『抄略』	同：31条 略同：9条 稍異：1条 異：7条 無：18条	同：7条 略同：1条 稍異：なし 異：5条 無：9条	同：2条 略同：14条 稍異：5条 異：20条 無：25条
『原本』	同：46条 略同：10条 稍異：4条 異：なし 無：6条	同：14条 略同：4条 稍異：なし 異：1条 無：3条	同：30条 略同：23条 稍異：4条 異：1条 無：8条

※ 同……完全に一致。 略同……全体の半数までの相違がある。 稍異……全体の半数以上の相違がある。 異……完全に異なる。 無……当該条が未収録。

表3によると、『原本』は『抄略』と比べて『院刊本』と同じ、または類似する条（「同」と「略同」）が多く、正文では16条、諸家言説の引用では10条、案語では37条増加している。当然これと反比例して、『原本』では『院刊本』と相違する、または未収録の条（「稍異」、「異」、「無」）は、正文では16条、諸家言説の引用では10条、案語では37条と、先の同じ、または類似する条と同数が減少している。この異同の増減は、『原本』中の明代に関する記事が『抄略』の内容を踏まえており、そこに修訂や増補を加えて作成されたことを示している。特に、案語における異同の顕著な増減からは、『抄略』作成の段階では、案語の著述が正文や引用ほど進展していなかったことがわかる。

次に、『院刊本』を基準とした場合の、『抄略』と『原本』の篇章毎の異同数を表4に示す。

表4. 『院刊本』収録内容との異同数（篇毎）

	『抄略』			『原本』		
	正文	引用	案語	正文	引用	案語
刑本下	同：2条 略同：1条 稍異：1条 無：2条	略同：1条 無：1条	略同：1条 異：3条 無：2条	同：4条 略同：2条	同：1条 無：1条	略同：4条 稍異：1条 無：1条

刑官下	同：5条 無：3条	同：1条 無：1条	略同：1条 稍異：4条 無：3条	同：5条 稍異：1条 無：2条	同：1条 無：1条	同：2条 略同：4条 無：2条
刑法下	同：2条 略同：2条 無：2条	同：3条 無：1条	略同：3条 稍異：1条 無：2条	同：4条 略同：1条 無：1条	同：2条 略同：2条	同：2条 略同：3条 無：1条
刑具	同：1条 略同：1条	異：1条	異：2条	略同：2条	同：1条	略同：2条
流贖	異：3条 無：1条	異：2条 無：1条	異：2条 無：2条	同：3条 稍異：1条	同：3条	略同：2条 稍異：2条
赦宥	同：1条 略同：1条 無：2条	無：1条	異：1条 無：3条	同：2条 略同：1条 無：1条	略同：1条	略同：1条 稍異：1条 異：1条 無：1条
聽斷	同：3条 無：1条		略同：2条 異：1条 無：1条	同：3条 無：1条		同：2条 略同：1条 無：1条
詳讞	同：4条		略同：1条 異：2条 無：1条	同：4条		同：1条 略同：3条
議辟	同：1条 略同：2条 異：1条		略同：2条 異：1条 無：1条	同：2条 略同：2条		同：4条
和難下	同：2条 異：1条	同：2条 異：1条	同：1条 異：1条 無：1条	同：2条 稍異：1条	同：2条 異：1条	同：2条 略同：1条
伸理	同：7条 無：1条	無：1条	同：1条 略同：3条 異：2条 無：2条	同：7条 略同：1条	略同：1条	同：7条 略同：1条
感召	同：2条 略同：2条 無：2条	同：1条	略同：1条 異：3条 無：2条	同：5条 無：1条	同：1条	同：5条 無：1条
欽恤	同：1条 異：2条 無：1条	異：1条 無：3条	異：2条 無：2条	同：2条 略同：1条 稍異：1条	同：3条 無：1条	同：3条 無：1条
濫縱	無：3条		無：3条	同：3条		同：2条 略同：1条

表4中、『抄略』の異同数にある網掛けは、『抄略』と『原本』の間の異同が1条以上増減する箇所である。異同数の増減は、案語ではほぼ全体に渡っている。一方、正文と引用を見ると、「詳讞」篇の正文は『抄略』、『原本』ともに増減がない上、『院刊本』とも違いがない。少なくとも明代の記事に関しては、各篇章の中で「詳讞」篇が最も早くに完成していたことがわかる。次いで「刑官下」、「聴断」、「和難下」、「伸理」の三篇の正文も増減や『院刊本』との増減が少なく、他篇に比べて著述が進んでいたようである。

以上、篇名と収録内容における異同から、『無刑録』の著述過程における『抄略』の位置づけを考察した。篇名について見ると、『抄略』は『唐写本』に比べて篇章に関する構想が相当固まっていた。しかし、一部の篇章の作成は未着手であり、その進捗状況は『原本』よりも前の段階にあった。また、収録内容について見ると、『院刊本』と『抄略』との相違は、正文・引用・案語のいずれも『院刊本』と『原本』との相違より多かった。ただし、その相違は内容や篇章によって差がある。『抄略』では「詳讞」を始めとする一部の篇章の正文と引用が概ね確定していた。これに対して、案語はほぼすべての篇章で原案作成の途上にあり、『原本』ほど完成したものは見られなかった。これらの状況から、『抄略』は『唐写本』と『原本』の間、より『原本』に近い段階で、案語の原案作成を主として、未完成の篇章の修訂や増補を進める中で作成されたと考えられる。

3. 『抄略』特有の記載

『抄略』には、その後の著述過程で修訂や削除された結果、『原本』や『院刊本』の作成までに失われた記載がある。このように『抄略』特有の記載は、先述した正文・引用・案語における異同のほか、書眉や行間等の余白にある書き込みに見られる。このうち、前者に見られる字句の修訂や後者に見られる出典不明の書き込みは、特有の記載ではあるものの数量が非常に多い。そこで、以下では典型的な例として、出典と原案の二点に限って考察する。

3-1 正文・引用・案語の出典

『抄略』の一部の条には、正文や引用、案語の傍らに出典が記されている。これらの出典を『原本』や『院刊本』の記載と比較すると、記載される出典が異なったり、増補または削除されたりしている箇所がある。『抄略』に見られる出典と、その出典の『原本』、『院刊本』の記載状況を次の表5に示した。

表5. 『抄略』記載の出典及び『原本』『院刊本』における記載状況

『抄略』記載の出典	『抄略』の記載箇所	『原本』の有無・異同	『院刊本』の有無・異同
1. 「解縉語」	刑本下【5】案語	刑本下【5】解縉疏	刑本下【5】解縉諫太祖書
2. 『双槐歲抄』	刑法下【16】引用	刑法下【16】無	刑法下【16】無
3. 『荒政要覽』	刑法下【16】案語	【16】同	【16】同
4. 『(皇明)名臣記』	流贖【24】正文案書込 ／ 感召【57】正文	流贖【24】李氏『蔵書』 卷十解縉伝/ 感召【57】同	流贖【24】李氏『蔵書』 卷十/ 感召【57】同
5. 『大明律』	赦宥【27】正文/ 聽断【33】正文	赦宥【27】無/ 聽断【33】無	赦宥【27】無/ 聽断【33】無
6. 『問刑条例』	聽断【31】案語/ 感召【59】案語	聽断【31】無/ 感召【59】同	聽断【31】無/ 感召【59】同
7. 『(読律)瑣言』	聽断【33】案語/ 議辟【39】案語/ 伸理【46】案語/ 感召【54】案語	聽断【33】同/ 議辟【39】無/ 伸理【46】同/ 感召【54】同	聽断【33】同/ 議辟【39】無/ 伸理【46】同/ 感召【54】同
8. 『(皇明)百官述』	聽断【33】案語	聽断【33】同	聽断【33】同
9. 『(皇明)通紀』	議辟【40】案語	議辟【40】同	議辟【40】無
10. 「嘉靖四年林俊カ疏」	議辟【41】案語	議辟【41】同	議辟【41】無
11. 李氏『蔵書統集』 卷二十四「孝義名臣伝」	和難下【44】正文・引 用	和難下【44】同	和難下【44】無
12. 『(大学)衍義(補)』 「詳讞門」	伸理【47】正文	伸理【47】同	伸理【47】無
13. 『(読律)管見』	感召【54】案語	感召【54】同	感召【54】同
14. 陸容『菽園雜記』	感召【55】引用	感召【55】無	感召【55】無
15. 『大明会典』	欽恤【60】正文案書込	欽恤【60】無	欽恤【60】無
16. 「南軒ノ申生カ論」	欽恤【61】案語	欽恤【61】同	欽恤【61】同

※出典の丸括弧内は『院刊本』記載の出典、または筆者の推測による補足。記載箇所の隅付き括弧は該当する条、附表を参照。網掛け箇所は消失した出典、白黒反転箇所は異なる出典。

『抄略』には、出典として十六種の書名や人名、題名が二十二箇所に記されている。書名や人名は16。「南軒ノ申生カ論」（南軒は南宋の張栻）を除き、すべて明代のものである。

表5に示した『抄略』の出典のうち、二箇所では『抄略』とその後で記載される出典が異なる。まず1.「解縉語」（刑本下【5】条）は、『院刊本』では「解縉諫太祖書」とやや詳しくなっており、出典をより明確にするために修訂したのだろう。また、4.『（皇明）名臣記』（流贖【24】条）は、『原本』以降では『抄略』と異なる出典が記されている。しかし、出典が附された正文の内容はほぼ変わらない。『抄略』から『原本』作成までの間に、参照する出典を変更したらしい。

このほか、『抄略』に記された十一箇所の出典は、その後消失している。2.『双槐歳抄』（刑本下【16】条）、5.『大明律』（赦宥【27】条と聽断【33】条）、6.『問刑条例』（聽断【31】条）、7.『（読律）瑣言』（議辟【39】条）、14.陸容『菽園雜記』（感召【55】条）、15.『大明会典』（欽恤【60】）の七箇所の出典は『原本』作成の時点で消失しており、9.『（皇明）通紀』（議辟【40】条）、10.「嘉靖四年林俊カ疏」（議辟【41】条）、11.李氏『蔵書続集』（和難下【44】条）、12.『（大学）衍義（補）』（伸理【47】条）の四箇所は、『原本』から『無刑録』完成までの過程で消失している。

消失した出典のなかで、6.『問刑条例』（聽断【31】条）は意図的に削除されたものである。この出典が附された箇所は、『原本』作成の時点で『問刑条例』を出典とする字句が削除されている。関連する字句の削除にあわせて、出典も削除したのだろう。残りの十箇所については、出典の附された字句が、『抄略』『原本』『院刊本』ともに同内容であるにも関わらず、出典が消失している。

3-2 参照資料の出典

『抄略』の書眉や行間に見られる書き込みは、概ね書き込みの近くにある正文や引用、案語の内容に関連する記載を他書から抜粋したものである。これらは修訂や校勘、増補、注釈の作成など、『無刑録』の著述を進めるための参照資料として書き込まれたのだろう。書き込みの多くに参照資料の名称は記されていない。なかには梅福、諸葛豊、郭璞、魏徵、陸贄、白居易、陳建、陳龍可といった、漢代から明代までの人名を明記した箇所があるものの、人名は出典が不明確で『原本』や『院刊本』の記載との比較が難しい。そこで、次の表6では出典の明らかな書名と篇名を示した。

表 6. 『抄略』に書き込まれた参照資料

参照資料の名称	『抄略』の記載箇所
1. 『(大明) 会典』	刑本下 【1】
2. 『百官述』	刑本下 【1】 ・ 刑官下 【10】
3. 『書』「君陳」	刑本下 【3】
4. 『(皇明) 通紀』	刑本下 【5】 ・ 刑官下 【13】 ・ 刑法下 【19】 ・ 詳讞 【38】
5. 『名例律』「附例」／ 『本朝名例律』／ 『名例律』	刑官下 【9】 ／ 刑具 【22】 ／ 刑具 【22】 ・ 聴断 【31】
6. 『(明史)』「百官表」	刑官下 【10】
7. 『前漢 (書)』「百官表」	刑官下 【10】 ・ 刑官下 【13】
8. 『遜国記』	刑官下 【13】
9. 『御製大明律』序	刑法下 【15】
10. 『荒政要覧』	刑法下 【16】
11. 『(皇明) 名臣記』	刑法下 【19】
12. 『奏議』「卷十三」	流贖 【23】
13. 『問刑条例』「題稿」／ 『問刑条例』	流贖 【23】 ／ 赦宥 【27】
14. 『ムエンロク』 (『無冤録』)	聴断 【32】
15. 『後漢書』「皇后紀」	欽恤 【61】

※書名や篇名の丸括弧内は『院刊本』の記載による、または筆者の推測による補足。記載箇所の隅付き括弧は該当する条の番号、本稿末尾の附表を参照。網掛けは『原本』にも記載される出典。白黒反転は『原本』、『院刊本』にも記載される出典。

『抄略』の書き込みには、十五種の出典が二十四箇所に記されている。多くは明代のものだが、3. 『書』(『尚書』)「君陳」や6. 『(明史)』「百官表」等、一部に明代以外の書名や篇名も見られる。『抄略』の書き込みの大部分はその後の著述過程で削除されたようで、『原本』以降は記されていない。従って大部分の出典も『原本』や『院刊本』には見られない。ただし、次に挙げる四種の出典は、書き込み内容とともに『原本』や『院刊本』に記されている。

まず、4. 『(皇明) 通紀』と11. 『(皇明) 名臣記』(ともに刑法下 【19】)は、出典が記された書き込みが『原本』や『院刊本』に眉注として記載されている。また、15. 『後漢書』「皇后紀」は欽恤 【61】 条の案語の一句「正位内朝流化四海」の出典であり、『抄略』と『原本』に記されている。この一句は『抄略』では書き込みであったが、『原本』では案語に組み込まれ、そのまま『院刊本』にも記されている。しかし、『院刊本』ではその出典が消失している。このほか、14. 『ムエンロク』は、『原本』では「『無冤録』ニ出ツ」と漢字に改めた上で記されている。ところが『院刊本』では「此数句並用元人之文」と書き改められており、出典が『無冤録』だったことは不明となっている。

3-3 不採用となった原案

『抄略』には、正文・引用・注釈の体裁を採っていないながら『原本』や『院刊本』に記載されなかった書き込みや、『原本』や『院刊本』において、一部のみが正文や引用として採用された書き込みがある。これらは著述の過程でその全て、あるいは一部が不採用となった原案だと考えられる。筆者は『抄略』中より、①正文と引用の体裁をとる原案、②一部が正文として採用された原案、③一部が引用として採用された原案、④注釈の体裁をとる原案の四例を検出した。四例の詳細は次の通りである。

① 正文と引用の体裁をとる原案

a. 刑本下【5】条の末尾余白

〔正文〕 洪武六年、奪誠意伯劉基祿。先是……基入朝謝恩。遂居京師、不敢歸。

〔引用〕 陳氏曰、劉基為人秉直……被謗正謂此矣。

b. 刑官下【13】条の書眉

〔正文〕 洪武十五年三月、置錦衣衛及鎮撫司。先是……若有重囚下本衛、鎮撫司推鞠。

〔引用〕 陳建曰、改置刑部三法司、又設鎮撫司、推鞠多此一司矣……其於治獄尤非所宜。

aとbは、ともにまず正文があり、次に字頭を下げて引用を示す体裁で記されている。aは劉基が胡惟庸の讒言により隠棲した故事を記した原案である。【5】条の末尾に記されているが、この条の内容とは関連性がない。その前の【3】条正文に、明の太祖に対する劉基の助言が記されており、aはこの条と関連した原案である。また、bは錦衣衛と鎮撫司の設置経緯と職務を記した原案である。bが記された【13】条正文は錦衣衛指揮使の朱驥の故事を記しており、bと関連している。

aとb、二つの原案に関連する【3】条と【13】条の正文は、『抄略』に記された内容がそのまま『原本』や『院刊本』に収録されている。このことから、二つの原案は、正文として収録することが確定していた内容を補足する条を立てるために記されたのだろう。

② 一部が正文として採用された原案

c. 肆赦【27】条の眉注

c-1 洪武元年八月六日夜、京師天暄。十一日大赦。天下与民要始。惟十惡不赦。

c-2 十四年五月甲午雷震謹身殿、大赦。十四年三月大赦。十七年三月大赦。

c-1とc-2は、明の太祖（洪武帝）の時に実施された、天変地異を受けての大赦に関する

る内容である。この二つの原案が記されている「肆赦」篇（『院刊本』の「赦宥」）は、『抄略』作成の段階では【27】の一条しか立てられていない。どちらも作成途上の「肆赦」篇に新たな条を立てるために作成されたのだろうが、c-1は『原本』以降記載されず、c-2は『原本』以降【29】条の正文となった。

③ 一部が引用として採用された原案

d. 欽恤【62】条の眉注

陳建曰、誹謗之刑、都御史陳瑛掌院時為甚、此風豈治世所宜有也。仁廟除之、真仁君哉。

又曰、我仁廟履極未久、而所行無非仁民之改、且從善輟國、改過不吝、規模宏遠、事事可為後法。求之前代、商高宗、周成康匹休、漢文帝、宋仁宗、未足多也。惜乎、享國太淺、民之無祿、痛哉。

dが記された【62】条の正文は、明の仁宗（洪熙帝）が刑罰の濫用や酷刑を戒めるよう命じた故事を記しており、正文に続けて芦東山の案語も記されている。dは仁宗の仁政に対する明代の官吏・陳建の見解であり、正文や案語を補足する引用の原案として記されたのだろう。dのうち網掛け箇所のみが抜粋され、『原本』以降は【62】条の引用として組み込まれた。

④ 注釈の体裁をとる原案

e. 和難下【43】条正文の眉注

案、人命者律之条目。此只指過而殺傷人之類。

eが記された【43】条の正文は、明の太祖が軽罪の処罰を里老人に委ねる触書を出した故事を記している。この条は正文と引用、案語ともに『院刊本』と全く同じであり、『抄略』作成の時点ですでに完成していたと考えられる。また、『院刊本』には、eのように「案」に続けて記された眉注が見られる。これらの点から、eは案語の原案ではなく、注釈の原案だと推測される。この原案は『原本』以降見られない。

以上、『原本』や『院刊本』に未記載の出典と原案を見てきた。出典については、出典の附された文が不採用となったことで出典も削除された例と、出典の附された文が採用されたのに出典のみ削除されたり、曖昧な表現に変更されたりする例があった。前者が削除されるのは当然だが、後者は出典が不明となるだけで、削除や変更の合理的な理由を欠

く。後者の例が出典の削除だけであれば、『抄略』より後の著述過程で記載を忘れ、結果として脱落したのかもしれない。しかし、出典が曖昧になる変更がなされたことを踏まえると、これらの削除も意図的になされた可能性がある。

また、不採用となった原案については、正文・引用・注釈に関する内容が記されていた。ここに示した例だけでも、芦東山が『無刑録』著述過程で複数の原案を作成し、取捨選択していた状況を垣間見ることができる。ただし、筆者が検出した四例は、あくまで正文や引用、注釈の体裁をとったり、一部が『原本』や『院刊本』に採用されたことで原案だと確定できたりする書き込みに限られる。先述したように、『抄略』には正文等の体裁をとらない、参照資料と推測される書き込みが多数見られる。これらのなかにも、原案として記されたものが存在する可能性がある。このほか、本稿末尾の附表に示したように、『抄略』に記された正文・引用・案語の中には、『原本』や『院刊本』とかなり異なる内容が少なからず見られる。これらは当然原案である。『抄略』には、さらに多くの原案が記載されていることに留意する必要がある。

おわりに

本稿では芦東山の著書『無刑録』の草稿の一つである『明朝刑制抄略』を考察した。『抄略』は『無刑録』の収録内容のなかでも、明代の刑法や刑罪に関する内容のみを記した草稿である。その章立ては完成稿に近いものであった。これに対して、各条の記載は正文・引用・案語という『無刑録』の体裁を具えているものの、篇章によって進捗状況に差があった。全体的に見ると、正文と引用は一定程度完成に近づいていたが、案語は原案作成の段階にあった。その進捗状況と他の草稿の作成時期から、『抄略』は約十七年に渡る『無刑録』の著述期間のなかで、完成に近い時期に作成された『原本無刑録』の前段階で作成されたと考えられる。このほか、『抄略』には『原本』や『院刊本』に未記載の出典および正文・引用・注釈の原案が複数記されていた。

以上の『抄略』に関する知見は、『無刑録』著述の具体的な状況を明らかにする上で様々な示唆を与えてくれる。例えば、現存する『無刑録』の草稿のなかでも『諸唐書写本』と『抄略』は、唐と明という特定の時代に関する内容を記している。この点は、芦東山が篇章ごとではなく、年代ごとに内容を整理して『無刑録』の著述を進めたことを示している。また著述の進捗状況からは、長期に渡る『無刑録』の著述期間において、芦東山がその多くを正文と引用の作成に費やし、『抄略』の作成前後の段階から案語の作成に本格的に着手したことが推測できる。さらに、『原本』や『院刊本』に未記載の出典からは芦東山が参照・引用した書籍を知り得るし、未記載の原案からは芦東山が複数の原案を作成した上で、それらに取捨選択を加えるという方法で著述を進めたことを知り得る。

このように、『抄略』は『無刑録』の著述状況を明らかにする上で豊富かつ重要な情報を内含している。しかも『無刑録』に未記載の情報があり、『無刑録』の内容を補完することができる。『無刑録』の内容を熟読玩味する上でも、『抄略』は欠かすことのできない資料だといえよう。

注釈

- 1 芦東山は、その生涯で姓、諱、通称、号を度々改めた。このため、本稿では「芦東山」に統一した。詳細は芦文八郎著『蘆東山先生傳』（芦東山先生記念館、1995年）の「十四 芦東山名字考」（264～271頁）を参照。また、『無刑録』の概要や著述の経緯は、『蘆東山先生傳』の「九 無刑録」（156～181頁）と芦東山『玩易齋遺稿』（芦部信喜ほか編『日本立法資料全集』別冊104・105 信山出版社 1998年）所収の芦文八郎編「解題と年譜」（10～35頁）を参照した。このほか、筆者は「芦東山『無刑録』の写本五種に関する一考察－元老院刊本との比較から」（『近畿大学 教養・外国語センター紀要（外国語編）』第9巻2号、2018年12月）や「芦東山の『無刑録』編纂における『諸唐書写本』作成の目的」（『近畿大学 教養・外国語センター紀要（外国語編）』第12巻2号、2021年12月）の中でその詳細や後世の評価について記した。
- 2 前掲注1「芦東山の『無刑録』編纂における『諸唐書写本』作成の目的」を参照。
- 3 前掲注1『蘆東山先生傳』158頁による。ここでは『明朝刑制抄略』について「現行無刑録の篇目名と全く同一の篇目名が順序も同じに書かれている」と指摘しているが、これは誤りである。本稿「2-1 篇名の異同」を参照。
- 4 芦東山記念館はホームページで「芦東山記念館収蔵資料目録」を公開しており、『抄略』はこの目録に記載されている。請求番号5番。
- 5 前掲注1の芦文八郎編「解題と年譜」を参照。
- 6 『院刊本』には、同時期に律書房が刊行した版もある。これは『院刊本』の版木を使用しており、版式・内容ともに全く同じものである。
- 7 江戸期の諸写本と『院刊本』との比較に関して、筆者は前掲注1「芦東山『無刑録』の写本五種に関する一考察－元老院刊本との比較から」において考察した。また『院刊本』は伝本が多い。本稿では国会図書館蔵本（請求記号:16-24）を用いた。
- 8 本稿に記した『唐写本』の詳細については、すべて前掲注1「芦東山の『無刑録』編纂における『諸唐書写本』作成の目的」を参照。

附表．『抄略』と『原本』における『院刊本』収録内容の有無と異同

『院刊本』篇名 (『抄略』篇名)	『院刊本』の正文・引用・案語	『抄略』 正／引／案	『原本』 正／引／案
刑本下 (刑本)	【1】 明太祖詔曰、農桑、衣食之本。学校、道理之原… 徳林按、明祖以農桑学校為有司急務…	同／×／異	同／×／略同
	【2】 太祖為祖訓一編、立為家法… 丘氏濬曰、我聖祖承元人數敗… 徳林按、明祖承元氏緩縱之弊…	略同／略同／異	同／同／略同
	【3】 劉基言於太祖曰、宋元以來、寬縱日久… 徳林按、元舊臣馬翼謂明祖曰…	同／×／異	同／×／略同
	【4】 王禕上太祖書曰、人君修德之要有二… 徳林按、雷電霜雪、暫而不常…	無／×／無	略同／×／稍異
	【5】 桂彦良入侍大本堂、太祖諮以治道… 徳林按、太祖天資清明、而學問不充…	稍異／×／略同	略同／×／略同
	【6】 仁宗洪熙元年、禁民告誹謗… 陳氏建曰、誹謗之刑、都御史陳瑛掌院時為甚… 徳林按、水鬱則為汙、樹鬱則為蠹…	無／無／無	同／無／無
刑官下 (刑官)	【7】 明太祖洪武二年、以広東行省參政周禎為刑部尚書… 徳林按、洪武初、周禎、錢唐、程徐、端木復初相繼為刑部尚書…	無／×／無	稍異／×／略同
	【8】 桂彦良上太祖疏曰、刑法一事、人名所係… 徳林按、桂彦良既致仕、条陳十二事…	無／×／無	無／×／無
	【9】 洪武十七年、建刑部、都察院、大理寺、審刑司… 徳林按、明制、刑部尚書一人、左右侍郎各一人…	同／×／略同	同／×／同
	【10】 英宗正統中、召薛瑄為大理少卿。時太監王振專權… 徳林按、王文怒奏瑄不服問理、詔縛詣市殺之…	同／×／稍異	同／×／略同
	【11】 薛瑄作大理箴以自警曰、惟左執法、廷尉象焉… 徳林按、薛公此箴、為大理左少卿時作也…	同／×／稍異	同／×／略同
	【12】 天順二年、左布政使陸瑜徵拜刑部尚書… 何氏喬新曰、陸公為刑部尚書十有五年… 徳林按、陸瑜端亮而有容、寬裕而有制…	無／無／無	無／無／無

刑官下 (刑官)	【13】 憲宗時掌錦衣衛事都指揮使朱驥、性度寬厚、涉獵書史、為政不苛… 楊氏守陳曰、国朝設錦衣衛為親軍、職任雄要… 德林按、錦衣衛掌侍衛之事、恩功寄祿無常員…	同／同／稍異	同／同／同
	【14】 神宗万曆中、蘇夢暘司南都官獄、聞前司獄孫一謙之賢… 德林按、万曆時、孫一謙、陳繼源、蘇夢暘為南刑部司獄…	同／×／稍異	同／×／略同
刑法下 (刑法)	【15】 明太祖洪武元年、修大明令一百四十五條。頒行天下… 丘氏濬曰、斯令也、蓋与漢高祖初入關約法三章… 德林按、自宋祚傾移。元以北狄入主中国…	略同／同／略同	略同／略同／同
	【16】 三年令天下郡縣設義塚、禁止浙西等處火葬水葬… 黃氏瑜曰、太祖嘗与學士陶安登南京城樓聞焚屍之氣惡之… 德林按、明祖之心、即文王瘞枯骨之心也…	同／同／略同	同／同／同
	【17】 六年、命刑部尚書劉惟謙等重會衆律以協厥中… 丘氏濬曰、律者刑之法也、令者法之意也… 德林按、唐宋以來、皆有成律斷獄、惟元不倣古制…	略同／同／稍異	同／同／略同
	【18】 明朝象刑之名五、曰笞、曰杖、曰徒、曰流、曰絞斬。死二等、流三等。徒、杖、笞並五等… 德林按、斬自軒轅、絞興周代、二者即古大辟之刑…	無／×／無	無／×／無
	【19】 成祖永樂二年、饒州鄱陽縣儒士朱季友詣闕賢所著書… 李氏夢陽曰、太宗時、鄱陽一老儒詆斥濂洛之學… 德林按、是時楊士奇入直文淵閣、請燬季友書…	同／無／略同	同／略同／略同
	【20】 宣宗一日御文華殿、与群臣論古肉刑… 德林按、自漢文除肉刑至明祖定律令千五百有餘年…	無／×／無	同／×／略同

刑具 (刑具)	<p>【21】 明朝象刑之名五、曰笞、曰杖、曰徒、曰流、曰死。人有輕罪、用小荆杖決打… 丘氏濬曰、本朝笞杖、大小厚薄視唐略等、比宋則尤為輕焉… 王氏圻曰、笞刑五。笞者、擊也。又訓為恥、言人有小衍、法須懲戒… 德林按、本朝法律之書、僅存數卷。凡刑獄、笞、杖、枷、扭等之制、略見令義解…</p>	略同／丘同・王 無／異	略同／同／略同
	<p>【22】 大明令、凡牢獄禁繫囚徒。年七十以上、十五以下、廢疾散收、輕重不許混雜… 德林按、凡刑具牢獄禁囚之法、自唐至明而大備矣…</p>	同／×／異	略同／×／略同
流贖 (流贖)	<p>【23】 明徒刑五自一年杖六十至三年杖一百。每杖一十及半年為一等加減… 丘氏濬曰、虞書五刑之下有流、所以宥乎疑獄及不可加刑之人… 德林按、洪武八年、發罪人工役屯種於鳳陽。令各處人民雜犯死罪者免死…</p>	異／異／異	同／同／略同
	<p>【24】 解縉言於太祖曰、罪人不孥、罰弗及嗣。連坐起於秦法… 德林按、韓宜可伝曰、洪武十三年、婦朝京師、上賜沒官男女…</p>	異／×／無	稍異／×／稍異
	<p>【25】 明制五刑皆贖用銅錢。笞刑五、自六伯文四加六伯文至三貫… 丘氏濬曰、国初贖法、雖因唐制、而贖以錢… 德林按、明朝贖刑之弊、視前代尤為甚矣…</p>	異／異／異	同／同／略同
	<p>【26】 英宗正統中、遼東守將屢失機。朝廷以為憂。乃命右僉都御史王翱往提督軍務… 何氏孟春曰、王忠肅翱為僉都御史。在遼時、治訟專行贖法、雖人命亦然… 德林按、王翱以贖法足辺用、本鼃錯、張敞之議也…</p>	無／無／無	同／同／稍異
赦宥 (肆赦)	<p>【27】 明法凡犯十惡、殺人、盜係官財物、及強盜、竊盜、放火、發塚、受枉法不枉法贓… 德林按、此举常赦所不原、及在常赦限、及臨時所赦之例也…</p>	同／×／異 この条の次に 【31】 【32】 【33】。	同／×／略同
	<p>【28】 凡以赦前事告言人罪者、以其罪罪之… 德林按、唐制、諸以赦前事相告言者、以其罪罪之…</p>	無／×／無	同／×／稍異

赦宥 (肆赦)	【29】 洪武十三年五月甲午、雷震謹身殿、大赦天下。 徐氏禎卿曰、洪武十三年五月四日、雷震謹身殿… 德林按、是時韓宜可坐事將辟。上御謹身殿鞠之…	略同／無／無	略同／略同／異
	【30】 劉基曰、刑、威令也。其法至于殺、而生人之道存焉。赦、德令也。其意在乎生、而殺人之道存焉… 德林按、惟明理正心、而達天德者。能慎刑而刑当刑…	無／×／無	無／×／無
聽斷 (篇名無)	【31】 明法有罪之人、臧狀証佐明白而恃頑抗違、不服招承… 德林按、本朝法与此同。凡察獄之官先備五聽、又檢件諸信証…	同／×／異 【27】の次。	同／×／同
	【32】 凡鞠獄、須依所告本狀推問、若於狀外別求他事摭拾人罪者、以故入人罪論… 德林按、勤鞠已訖、定罪名府官公座將囚引過当面对家属…	同／×／略同 【27】の次。	同／×／略同
	【33】 凡斷罪、皆具引律令。若数事共条、止引所犯罪… 德林按、律令出於素定。斟酌詳明、用法之經也…	同／×／略同 【27】の次の次。	同／×／同
	【34】 太祖勤於聽斷、四鼓即興、未明而朝、日仄始罷… 德林按、太祖銳於求治、孜孜不倦。尚儒講学、恤民除姦如是…	無／×／無	無／×／無
詳讞 (詳讞)	【35】 明法凡重囚歲霜降、三法司会五府九卿科道慮。三覆五奏決之… 德林按、明朝讞議法。大抵襲唐宋舊制、其制最為詳備…	同／×／略同	同／×／同
	【36】 太祖一日録囚畢、令御史袁凱送東宮、覆審遞減之… 德林按、教太子之道、保傳伝備矣。刑法之事、則有司存焉…	同／×／無	同／×／略同
	【37】 英宗天順三年、石亨謀不軌、下獄死。其党皆坐死… 德林按、姦逆之党、不可不痛加譴斥焉。然其交跡自有親疎…	同／×／異	同／×／略同

<p>詳讞 (詳讞)</p>	<p>【38】 孝宗時、刑部尚書閔珪讞重獄忤旨、批答久不下… 德林按、人臣雖有效忠之志、人主非屈意去私而從之…</p>	<p>同／×／異</p>	<p>同／×／略同</p>
<p>議辟 (議辟)</p>	<p>【39】 明太祖与侍臣論待大臣之礼。劉基曰、古者公卿有罪、盤水加劍、詣請密室自裁、未嘗鄙辱之… 德林按、明法、凡八議者、及應議者之祖父母父母妻及子孫犯罪…</p>	<p>異／×／略同</p>	<p>略同／×／同</p>
	<p>【40】 洪武十八年、孟子子孫有以罪輸作者、上命积之… 德林按、大聖大賢若孔孟程朱、皆有大功德於天下後世者、宜顯其子孫、万代宥之…</p>	<p>同／×／異</p>	<p>同／×／同</p>
	<p>【41】 世宗嘉靖初、詹事霍韜上疏曰、天下刑獄、付三法司足矣… 德林按、太祖置錦衣衛、及鎮撫司、專掌直駕侍衛巡捕等事…</p>	<p>略同／×／略同</p>	<p>略同／×／同</p>
	<p>【42】 英宗天順二年、会昌侯孫繼宗弟顯宗家人私起店房、專利以病客商… 德林按、制法者君也。行法者臣也。從法者民也…</p>	<p>略同／×／無</p>	<p>同／×／同</p>
<p>和難下 (和難)</p>	<p>【43】 明太祖為教民榜文、頒示閭里… 丘氏濬曰、嗚呼聖祖之意、其与周礼調人… 德林按、明祖詔徵江南諸郡民凡称大家者、悉赴闕…</p>	<p>同／同／同</p>	<p>同／同／同</p>
	<p>【44】 世宗時、燕人崔鑑年十三、父佑賈于市。性嗜酒… 吳氏桂芳曰、余觀於崔鑑殺娼全母事、豈不毅然誠烈士哉… 德林按、崔鑑父留魏娼与居、是以娼為妾…</p>	<p>同／同／無</p>	<p>同／同／同</p>
	<p>【45】 神宗時、武義孝子王世名年十七。時父良為族姪俊以争屋毆死… 張氏風翼曰、殺人者死律也。人名是虛、行財是實、亦律也… 陳氏龍可曰、世名為父報仇一節、始而含忍六年… 德林按、王世名報父仇可謂奇男子矣…</p>	<p>異／張氏無・陳氏同／異</p>	<p>稍異／張氏無・陳氏同／略同</p>

伸理 (伸理)	【46】 明太祖洪武元年、置登聞鼓於午門外、日令監察御史一人監之… 德林按、自下而上、則卑官得以尽其職、尊官得以視其成…	同／×／略同	同／×／同
	【47】 太祖定朝儀、最為嚴肅。雖犯叛逆大罪、亦不当朝引見… 德林按、太祖此法、尤足以觀尽心獄事之美也…	同／×／無	同／×／同
	【48】 洪武十三年、揚子江辺稅家妻周氏有色。金山寺僧惠明密使一老嫗常送花粉往来… 德林按、凡迎駕擊鼓申訴、事情難明者、人主親聽而理之…	同／×／略同	同／×／同
	【49】 洪武二十四年、龍江衛吏以過罰書写。值母喪乞守制、礼部尚書詹徽不許… 德林按、父母之喪、人子之重哀、天下之至情…	同／×／異 【53】 の次。	同／×／略同
	【50】 洪武三十年六月、置政平訟理二藩論罪囚… 德林按、明祖置政平訟理二藩、亦欲明天下之目…	無／×／無	略同／×／同
	【51】 英宗天順中、南直隸清理軍伍御史郭觀、持法頗刻… 德林按、宣德元年、始遣御史分行天下郡県、清理軍伍、令無橫民縱姦…	同／×／同 【53】 の次の次。	同／×／同
	【52】 世宗嘉靖六年、徐溝県民薛良誣張寅係妖賊李福達易名… 朱子陸禔曰、山西妖人李福達事覚、御史馬録捕抵法… 德林按、吳国倫作江潮墓誌銘曰、李福達以妖書惑衆…	同／無／異 【48】 の次。	同／略同／同
	【53】 神宗万曆十五年、召輔臣面諭曰、朕見各処災傷重大、心甚憂憫… 德林按、安民之道、莫先於拳賢才正風風俗、而其本則在人君明理正心…	同／×／略同	同／×／同
感召 (感召)	【54】 明法、凡死罪囚不待覆奏回報… 德林按、死囚覆奏待報而後決者、取裁於上不敢專也…	同／×／略同 【59】 の次。	同／×／同

感召 (感召)	【55】 太祖洪武二十五年、山東監生周敬心上疏切諫… 陸氏容曰、此疏三千余言、余若通鈔法慎刑賞罷充軍等事… 德林按、太祖監乱国之弊、欲以重典整齊風俗…	同／同／異	同／同／同
	【56】 宣宗宣德元年、論三法司曰、古者孟夏斷薄刑、出輕繫… 德林按、明朝有熱審之令。熱審者、恐輕重罪囚或有冤枉、致傷和氣…	無／×／無	無／×／無
	【57】 宣德五年春三月、上御齊宮、召楊士奇与議寬恤之令… 德林按、楊士奇此对、乃導和弭災之術、而宣宗即授簡下詔…	略同／×／異	同／×／同
	【58】 世宗嘉靖二年十二月吏部侍郎何孟春論陳救災防患之術… 德林按、賞以春夏、刑以秋冬。將賞為之加膳、將刑為之不举…	無／×／無	同／×／同
	【59】 神宗万曆五年、上奉母后旨遣諭閣臣、以今歲大嘉、暫免行刑… 德林按、明法凡律該決不待時重犯、鞠問明白…	略同／×／異	同／×／同
欽恤 (欽恤)	【60】 明太祖開国之初、懲元季貪冒、重繩賊吏、揭諸司犯法者於申明亭以示戒… 張氏廷玉曰、太祖用重典以懲一時、而酌中制以垂後世… 德林按、明祖懲元縱弛之後、刑用重典。然其心每存矜恤…	異／無／無	稍異／無／無
	【61】 太祖以威武治天下、皇后馬氏濟之以寬仁。上每殿前決事、后必潛聽之… 徐氏禎卿曰、太祖嘗為漢兵所逐、馬后負之而逃… 德林按、后夫人者、天下之母、非仁厚之德…	同／無／異	略同／同／同
	【62】 仁宗初即位、諸刑曹奏決重囚。上曰、人命甚重、帝王以愛人為德… 陳氏建曰、我仁廟履極未久、而所行無非仁民之政… 德林按、書云、惟天惠民、惟辟奉天。仁宗即位、首降此詔…	異／異／異	同／同／同

欽恤 (欽恤)	【63】宣宗夜読周書立政、式敬爾由獄、以長我王国… 王氏圻曰、宣宗皇帝仁愛天縱、每遇法司奏要囚、輒色慘然… 徳林按、仁宗在位未一年、仁恩該洽矣。宣宗承之、益多惠政…	無／無／無	同／同／同
濫縱 (無)	【64】明英宗正統中、太監王振得寵擅權、生殺予奪盡在其手… 徳林按、明氏乱亡之禍、始於建文、基於正統、昌泰以後、日趨於衰…	無／×／無	同／×／同
	【65】景泰元年、英宗自北還、遜居南宮、称上皇… 徳林按、甚矣、英宗之寵用小人、貽禍邦家也…	無／×／無	同／×／同
	【66】憲宗成化十三年、選錦衣衛官校百余人、另置廠于靈濟宮前、号西廠、以別東廠、命太監汪直提督官校刺事… 徳林按、英宗用一内臣王振、興土木之役、社稷幾傾…	無／×／無	同／×／略同

※同……完全に一致。 略同…全体の半数までの相違がある。 稍異…全体の半数以上の相違がある。
異……完全に異なる。 無……当該条が未収録。 ×…元から存在しないもの。
表中の「院刊本の本文・引用文・案語」にある網掛け箇所は、『抄略』に未記載の内容。

本論文は早稲田大学総合研究機構・中国古籍文化研究所の令和四年度一関市委託研究「芦東山とその主著『無刑録』に関わる研究」(代表：稲畑耕一郎 早稲田大学名誉教授)の成果の一部である。